

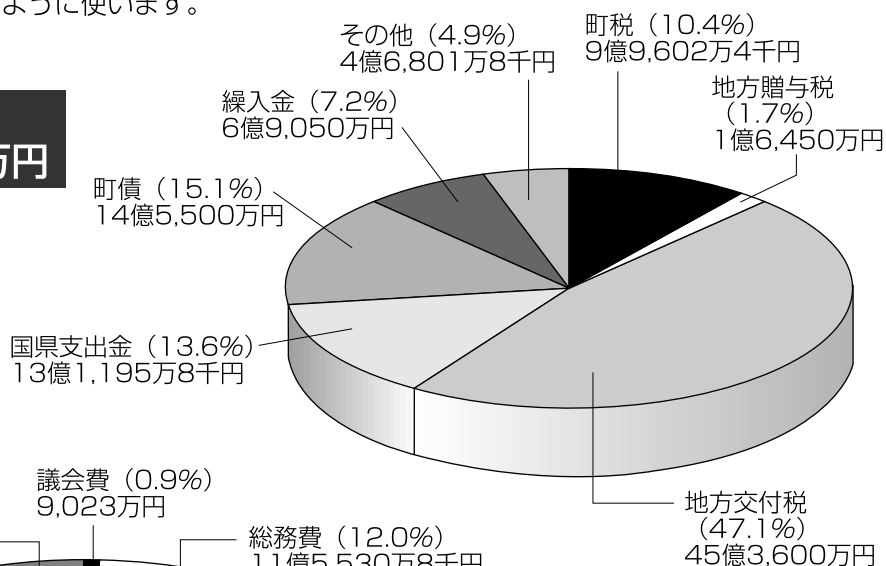
# 平成18年度一般会計当初予算は

# 96億2,200万円です。

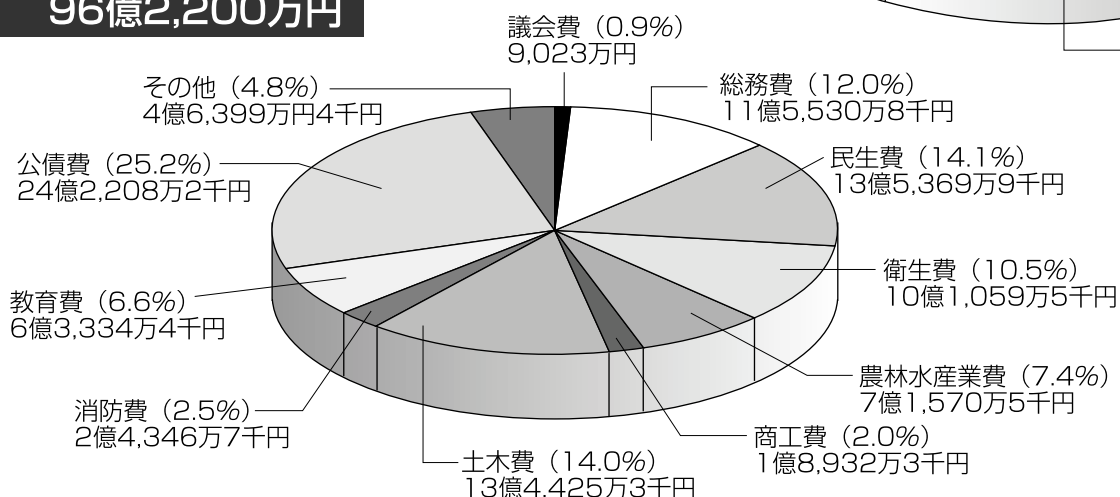
## 一般会計と特別会計を合わせた町の総額予算は 140億6,628万8千円となります。

平成18年第1回町議会定例会において、平成18年度予算が可決されました。  
みなさんのよりよい暮らしのためにこのように使います。

■歳入総額  
96億2,200万円



■歳出総額  
96億2,200万円



### ■特別会計

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 国民健康保険事業         | 4億9,435万1千円  |
| 川辺国民健康保険事業       | 3億2,108万6千円  |
| 国民健康保険事業川上診療所    | 8,317万4千円    |
| 国民健康保険事業寒川診療所    | 7,012万円      |
| 老人保健事業           | 15億4,914万5千円 |
| 介護保険事業           | 8億2,300万8千円  |
| 川辺簡易水道事業         | 1億7,892万7千円  |
| 中津簡易水道事業         | 4億4,847万4千円  |
| 美山簡易水道事業         | 9,095万4千円    |
| 川辺下水道事業          | 3億6,832万円    |
| 中津下水道事業          | 1,415万2千円    |
| 笠松農業用水及び公共用水管理運営 | 182万6千円      |
| 川上財産区            | 25万1千円       |
| 寒川財産区            | 50万円         |
| 合計               | 44億4,428万8千円 |

## ■一般会計の主な事業と予算

|         |                                  |             |
|---------|----------------------------------|-------------|
| 住環境整備   | 合併浄化槽設置整備事業補助                    | 5,902万円     |
|         | 下水道特別会計繰出金                       | 1億9,483万円   |
|         | 簡易水道特別会計繰出金                      | 1億5,063万9千円 |
|         | 花いっぱい運動推進                        | 250万円       |
| 道路整備    | 町道改良事業（補助・単独）<br>（和佐土生線、三百瀬蛇尾線他） | 7億2,470万円   |
|         | 道路維持補修工事                         | 5,000万円     |
| 農林業振興   | 農作物鳥獣害防止対策事業補助                   | 409万円       |
|         | 経営構造対策事業補助                       | 2,653万円     |
|         | 小規模土地改良事業                        | 1,823万4千円   |
|         | 町有林整備工事                          | 979万7千円     |
|         | 水土保全林整備事業                        | 1億4,958万8千円 |
|         | ハウス施設整備支援事業補助                    | 282万円       |
|         | 間伐推進強化対策補助                       | 300万円       |
| 教育文化の振興 | 丹生中・早蘇中給食調理棟建設                   | 1億1,837万円   |
|         | 寒川多目的施設（体育館）床改修工事                | 301万9千円     |
|         | スポーツセンター浄化槽修復工事                  | 173万1千円     |
| 福祉の充実   | 保育所、保育園運営費                       | 2億9,858万2千円 |
|         | 介護予防ケアプラン作成                      | 1,800万円     |
|         | 障害者基本計画・障害福祉計画策定                 | 200万円       |
|         | その他                              |             |
| その他     | 産品販売所総合管理システム整備業務                | 830万円       |
|         | 固定資産評価システム構築                     | 2,016万円     |
|         | 中津、美山斎場空調設備工事                    | 840万円       |
|         | 中津、美山斎場火葬炉修繕工事                   | 339万2千円     |
|         | 鷲の川アマゴ施設水源整備工事                   | 30万円        |
|         | 中津温泉ポンプ新設工事                      | 500万円       |
|         | 防火水槽設置工事（中津川・坂野川地区）              | 1,000万円     |

平成18年5月  
29日から

## 農産物の残留農薬基準が大きく変わります

### ポジティブリスト制って何？

農産物の安全性確保については、食品衛生法により残留基準が設定されています。この残留農薬基準の内容が、5月29日より大きく変わり、「ポジティブリスト制」が導入されます。

ポジティブリスト制とは、農薬が残留した農産物の流通を原則禁止し、残留が許される場合について、作物ごとに基準値を示すもので、導入後は全ての農薬と作物の組合せで基準が設定されます。これまでは、残留基準値のない作物には規制がありませんでした。

基準値の設定方法は、以下のとおりです。

（これまで残留基準が設定されていないもの）

- ①登録保留基準や諸外国の基準を参考……「暫定基準」
- ②国内外の基準のないもの ……………「一律基準(0.01ppm)」

農薬を使用する際には、使用基準を遵守し適正使用に努めるとともに、周辺環境への配慮や使用履歴の記録等が一層重要となります。

### ポジティブリスト制度導入後に発生が想定される問題点

#### 【農薬の飛散(ドリフト)について】

農薬は、農作物の栽培に欠かせないものですが、粉剤や液体状の農薬は作物に散布する際、作物以外にも飛散してしまいます。この飛散現象をドリフトといいます。

例えば、隣接園にドリフトし、収穫間近の作物に農薬が付着することにより、残留農薬として問題になるかもしれません。

もし、基準を超えて残留した場合には、その農作物は出荷できなくなります。